

EV・PHV 充電サポート利用規約

本規約は、トヨタコネクティッド株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する EV・PHV 充電サポート（第2条第7号で定義、以下「本サービス」といいます）の利用に関する決まりを定めるものです。

第1条（本規約の適用）

本規約は、弊社と利用者（第2条第8号で定義します）その他本規約に基づき弊社が本サービスの利用を認めた者との間における、本サービスの利用にかかわる一切の關係に適用されます。

第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下に定める意味で用いられるものとします。

- (1) PHEV：コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるプラグインハイブリッド車（PHV または PHEV と表記されるもの）のうち、弊社指定の車両
- (2) BEV：コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できる電気自動車（EV または BEV と表記されるもの）のうち、弊社指定の車両
- (3) eMP：株式会社 e-Mobility Power
- (4) 販売店：トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます）がトヨタの車両を販売することを許諾した販売店（トヨタ店、トヨペット店、カローラ店、ネット店、レクス店、トヨタモビリティ店等）で、かつ電動車両等向け充電器を設置している販売店
- (5) 充電器：eMP または販売店が管理、運営する電動車両等向けカード認証機能付きの普通充電器または急速充電器
- (6) 充電ステーション：充電器が設置されている施設のうち弊社が指定する施設
- (7) EV・PHV 充電サポート：自動車用充電器の利用サービスであって、充電器を利用することができる弊社指定 BEV 及び PHEV 向けの専用サービス
- (8) 利用者：本規約に基づき本サービスの利用に関して弊社との間で契約が成立した者（以下この契約を「本利用契約」といいます）
- (9) 本件料金：本規約の末尾別表に定める本サービス利用料金、IC カード発行・再発行手数料 その他本サービスにかかる料金の総称
- (10) T-Connect：弊社が、利用者に対して、T-Connect を含む名称で、弊社指定の車載機や対応スマートフォンなどを利用して、各種コンテンツを提供する情報通信を利用したサービスの総称
- (11) TOYOTA アカウント：各種連携サービスをご利用いただけるトヨタ発行のお客様認証サービス

第3条（本規約の範囲、変更および利用者への通知）

1. 本規約に付随、関連する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 弊社は、個別に利用者とは合意することなく、本規約を変更（本規約を補充する諸規程の追加を含みます。以下同じ）することができるものとします。この場合、利用者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
3. 前項の周知は、当該効力発生日の7日前までに、本サービスのユーザーページ (<https://juden-support.jp/>以下「ウェブ」といいます) に掲載することにより行うものとします。

第4条（本サービス内容）

1. 本規約に基づいて提供されるサービス内容は、本サービスの申し込み時に弊社が送付する通知、またはウェブ (<https://juden-support.jp/>) で確認することができます。ただし、弊社は、利用者には通知をすることなく、サービス内容の一部または全部を変更することがあり、利用者はこれを承諾します。
2. 利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約等（契約約款・注意事項・説明等を含みますがこれらに限りません）に同意します。

第5条（本サービスの申し込みおよび再申し込み等）

1. 本サービスの申し込みは、本サービスの申し込みを希望する者（以下「申込者」といいます）が BEV または PHEV 1 台に対し、弊社と利用者 1 名（利用者が法人である場合においては 1 社）との間で行われるものとし、1 台の BEV または PHEV に対して複数の者が申し込みを行うことはできません。
2. 申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、弊社所定の申し込み手続きにより、弊社に対して本サービスの利用を申し込まなくてはなりません。
3. 一部の申込方法においては、本利用契約の申し込みおよび締結のためには、TOYOTA アカウントと次条第 2 項に定める充電サポート ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、TOYOTA アカウントを取得し、保有するものとします。
4. TOYOTA アカウントの利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約 (<https://id.toyota/commonTerms/content/>)（以下、「TOYOTA アカウント規約」といいます）が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。
5. 本サービスの再申し込み（同一の BEV または PHEV に対し何らかの理由で生じた本サービスの 2 回目以降の申し込みをいう）を希望する者は、新規申し込みと同様の手続きにて、再度申し込み手続きを行う必要があります。
6. 本サービスを解約した者は、解約日の属する月の同月内において再申し込みを行うことはできません。
7. 利用者は、一旦行った申し込みを、弊社の承諾のない限り、取り消すことができないものとします。

第6条（本利用契約の成立）

1. 本利用契約は、前条第2項の本サービス利用申し込み（再申し込みを含みます）が弊社に到達し所定の手続き完了後に弊社がこれを承諾した時に成立するものとします。
2. 前項の承諾は、当該申込者において、弊社より本サービスを利用するのに必要なEV・PHV充電サポートのID（以下「充電サポートID」といいます）およびパスワード（以下「ID等」といいます）ならびに利用者であることを示す証明カード（以下「ICカード」といいます）が発行されたとき（以下「ICカード発行日」といいます）に、弊社がこれをなしたものとみなします。なお、ICカード発行日はICカードと共に郵送される資料内に記載されていますので、ご確認ください。
3. 弊社は、本サービスの申し込みを承諾する場合にはID等およびICカードを当該申込者に発行します。なお、ICカードは、本利用契約時に弊社に登録されたBEVまたはPHEV（以下「登録車両」といいます）1台に対し1枚に限り発行されるものとします。ただし、利用者がICカードを紛失した場合には、弊社所定の手続きにて申請することにより、有償（手数料は別表に記載します）にて再発行することが可能です。

第7条（申し込み承諾の拒否および取消し）

1. 弊社は、申込者が次のいずれかに該当する場合、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。また、弊社は、申し込みの承諾後であっても利用者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該承諾の取消しを行うことがあります。申込者は、あらかじめこれらを承諾します。
 - (1) 本規約に同意しない場合
 - (2) 本規約違反などにより過去に本サービスの利用資格が取消されたことがあることが判明した場合
 - (3) 本サービスの申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (4) 本サービスの申し込みに必要な事項を一部でも記載しない場合
 - (5) 申込者の指定した預金口座、クレジットカードなどが無効であるか、または収納代行会社、クレジットカード会社、金融機関などにより利用の停止または制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (6) 本件料金のいずれかの支払いを怠っていることが判明した場合
 - (7) 弊社またはトヨタとの間で、本規約とは別の規約に違反したことがあることが判明した場合
 - (8) 第27条に違反する事実が判明した場合
 - (9) その他、弊社が利用者として不適当と判断する場合

第8条（本サービスを利用できる者）

1. 利用者が個人の場合には、本サービスは、当該利用者のみが利用できます。当該利用者以外の第三者が本サービスを利用した場合、弊社は、当該利用者および当該第三者に対して、何らの責任を負いません。
2. 利用者が法人の場合には、本サービスは、当該利用者の役員、従業員ならびに当該利用者が本サービスの利用を許諾した第三者（以下この役員、従業員および利用を許諾された第三者を「法人契約利用者」といいます）が利用できます。

3. 前項の場合において、利用者は、法人契約利用者に対し、本規約の各条項を周知し遵守させるものとします。また、利用者は、法人契約利用者による本サービスの利用について、法人契約利用者とともに、一切の責任を負うものとし、法人契約利用者の行為は利用者の行為とみなされることをあらかじめ承諾します。

第9条（本サービスの利用方法と利用上の注意）

1. 本サービスは、利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）の認証のためにICカードの携帯、使用が必要です。
2. 利用者は、登録車両のバッテリーの残量、環境温度（気温など）、充電器の出力等の仕様の条件により、バッテリーの充電可能容量が違うことを十分に理解した上で本サービスを利用するものとし、弊社が、本サービスの利用に起因するバッテリーの実際の充電容量に関して一切の責任を負わないことに同意します。
3. 利用者は、本サービスの利用に際して、登録車両のリモートエアコン機能（エアコン開始時間セット、遠隔操作でのエアコンセット等）をあらかじめ解除するか、または使用しないものとします。リモートエアコン機能を解除せず本サービスを利用した場合、充電ができないことや正しい充電時間が計測されないことがあります。また、その他の車両設定の影響により充電できないことや正しい充電時間が計測されない場合もあります。
4. 登録車両への充電中、利用者は充電ステーションの敷地内で充電が完了するのを待つものとし、車両等の盗難等の損害について弊社は、損害賠償の責任を負わないものとします。
5. 利用者は登録車両への充電完了後、速やかに登録車両を移動するものとします。
6. 充電時、登録車両の状態によっては車両側が、安全確保のためまたは燃費効率向上のため、一定時間給電を受け付けない場合があります。その場合でも、別表に定める充電器利用料は発生します。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本サービスに係る契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第11条（ID等およびICカードの管理責任）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって必要となる自己のID等およびICカードを、自ら責任をもって管理するものとし、そのID等およびICカードを使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、自己のID等およびICカードを第三者に譲渡し、貸与し、または使用させることはできないものとします（ただし、利用者が法人である場合において、当該法人の法人契約利用者を使用させることはできます）。万が一、利用者のID等およびICカードが第三者（法人契約利用者を含みます）に使用されたことにより第三者が損害を被った場合には利用者がその賠償責任を負担すると共に、利用者ま

たはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、弊社は一切の責任を負わないもの
とします。

3. 利用者は、他の利用者の ID 等または IC カードを使用して本サービスを利用することはできないものと
します。万が一、利用者が他の利用者の ID 等または IC カードを使用して本サービスを利用した場合、
利用者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担
において解決するものとします。
4. 利用者が IC カードを紛失または毀損して利用ができなくなった場合には、弊社に届け出て、再発行を
受けなければなりません。この場合、利用者は、再発行手数料として、別表に記載する弊社所定の IC
カード再発行手数料を弊社に支払わなければなりません。

第 12 条 (変更の届出)

1. 利用者は、氏名、住所、電話番号、口座振替指定の預金口座番号、クレジットカード番号、その他弊社
への届出内容に変更があった場合には、弊社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。
2. 利用者が前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、弊社は一切責任を負わな
いものとします。
3. 弊社が認めた場合には、利用者が本サービスの申し込みと同時申し込みをした T-Connect における利用
者情報の変更をもって、本サービスとの関係でも変更の届出があったとみなされることがあります。

第 13 条 (本サービスの変更・廃止)

弊社は、利用者へ通知することなく、本サービスを変更または廃止することができるものとします。

第 14 条 (本サービスの終了)

弊社は、利用者に事前に通知 (第 3 条第 3 項に基づき、ウェブに掲載する方法を含みます) のうえ、本サー
ビスの提供を終了させて、本利用契約を終了させることができるものとします。

第 15 条 (本サービス提供の一時的な中断)

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者へ通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断
することがあります。

- (1) 本サービスのシステム保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) 通信サービスが停止された場合
- (6) 登録車両、充電器、または IC カードの使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合

- (7) その他、運用上または技術上、弊社が本サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合
- (8) 本件料金の支払いが弊社の定める時点において確認できない場合
- (9) 弊社に登録している利用者のクレジットカードが弊社の定める時点において有効であると確認できない場合

第16条（損害賠償）

1. 弊社は、本サービスの利用またはその提供の有用性および正確性についていかなる保証もせず、利用者は、本サービスには、前条に定める中断や、次条に定める利用できない場合があり得るほか、本サービスが、利用者の特定の目的に合致しないことや、弊社が本件サービスの導入時またはアップデート時における弊社の知見に基づき、合理的な措置を講じてもお本サービスの不正確性等を回避できず、または発生した不正確性等を解消できない場合などがあることを理解の上、本サービスを利用するものとし、弊社は、本サービスの内容、遅延または中断などにより発生した利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）の損害に対しては、いかなる責任も負わないものとします。以上の定めおよび本規約の他の規定にかかわらず、弊社の責めに帰すべき事由により、利用者に損害が生じた場合は、弊社は、弊社が利用者から当該損害が発生した月に受領した本件料金の額を上限として、当該損害を賠償するものとします。ただし、弊社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. 利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）が本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担をもって解決し、弊社には一切の迷惑をかけないものとします。
3. 利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）が本規約に反した行為または不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第17条（免責）

利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）は、次の各号の場合には、本サービスの全部または一部が利用できず、それにより利用者または第三者が被った損害・損失等に対して、弊社がいかなる責任も負わないものであることを承諾します。

- (1) 利用者の届出た情報の内容に誤りのある場合、または利用者が第12条の変更届出を怠っている場合
- (2) 登録車両の故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、または本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
- (3) 登録車両の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
- (4) その他本サービスの全部または一部が利用できないことにつき、弊社に帰責事由が認められない場合

第 18 条（本サービスの適法な私的利用以外の利用禁止など）

1. 利用者は、本サービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権が成立し、各種法令または条約で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他知的財産権の権利者（以下「著作権者等」といいます）の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報（以下「知財情報」といいます）も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても利用者個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。
2. 利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）は、著作権者等の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）へ使用させ、または公開することはできないものとします。
3. 利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）は、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的として本サービスを利用することができないものとします。
4. 利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）は、法令または公序良俗に反して本サービスを一切利用することができないものとします。

第 19 条（電子メール）

1. 利用者は、本サービスにおいて電子メールを送受信等する場合には、自己の責任においてこれを行うものとします。
2. 弊社所定の方法を用いて、弊社所定の回数メールを送信した結果不達の場合にはメールの送信を停止します。これにより、利用者が不利益を受けたとしても、弊社は何らの責任も負いません。

第 20 条（個人情報の取扱い）

1. 本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。
 - (1) 個人情報：個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）をいいます。
 - (2) 車両状態情報：弊社の定める任意のタイミングで取得する登録車両に関する情報（位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数など登録車両の動きや利用者の操作に関する情報を含みますがこれに限りません）をいいます。
2. 弊社は、本条第 4 項で定める目的のために、次の各号で定める情報に含まれる個人情報および車両状態情報（以下あわせて「個人情報等」といいます）を取得します。
 - (1) 本サービスの利用申し込みの際に登録いただいた情報
 - (2) 本サービスの利用申し込みの際に、本サービスを利用する車両として指定いただいた BEV または PHEV に関する情報（車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月日を含みますがこれに限りません）

- (3) 本サービスの利用に際し提供いただいた情報およびその利用状況に関する情報
- (4) 登録車両の取得の際に登録いただいた情報
- (5) 前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報
- 3. 申込者および利用者は、前項に含まれる個人情報等を、弊社が申込者および利用者から取得するほかに、トヨタおよび販売店から取得することに同意します。
- 4. 弊社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の目的のために個人情報等を利用できるものとし、利用者はこれに同意します。
 - (1) 利用者への課金
 - (2) 利用者へのお知らせ等の発送・発信
 - (3) 本サービスの提供
 - (4) 利用者の車両状態情報を統計処理・分析し、利用者を含む第三者への情報提供サービス（交通情報など）
 - (5) 商品・サービスの企画・開発等あるいは利用者満足度向上策等の検討のための活用
 - (6) 商品・サービスの企画・開発等あるいは利用者満足度向上策等の検討のための、利用者へのアンケート調査
 - (7) 利用者が T-Connect 会員である場合における T-Connect 会員登録情報との連携（本サービスまたは T-Connect のいずれかの会員登録情報に変更があった場合に他方の会員登録情報をも変更することを含みます）
- 5. 弊社は、本サービスに関する業務をトヨタまたは弊社が選定する事業者に委託することがあります。弊社が当該委託先に対し、利用者が本サービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
- 6. 弊社は、各サービス窓口へのお問い合わせおよびご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。
 - (1) お問い合わせ内容の確認
 - (2) 利用者対応の品質および利用者満足度向上
- 7. 弊社は、次の概要により利用者の個人情報等を、次の提供先に提供することがあり、利用者はこれに同意します。
 - 7-1. 提供先：トヨタ
 - (1) 提供先の利用目的は次のとおり：
 - ① 車両・商品・サービス等についてのご案内
 - ② 車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用
 - ③ 利用者へ、車両・商品の企画・開発あるいは利用者満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調査の実施
 - (2) 項目は次のとおり：
車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報および本サービス利用情報・契約内容・契約期間・利用者の氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別・契約 ID・パスワードなど

(3) 提供方法は次のとおり：

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

7-2. 提供先：販売店（利用者が登録車両を購入した店舗および日本全国の BEV・PHEV 取扱い販売店を含みます）

(1) 提供先の利用目的は次のとおり：

- ① 車両・商品・サービス等についてのご案内
- ② 車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用
- ③ 利用者に、車両・商品の企画・開発あるいは利用者満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調査の実施
- ④ 当該車両のメンテナンスへの活用およびご案内
- ⑤ 本サービスの利用状況の確認

(2) 項目は次のとおり：

車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報および本サービスの利用情報・契約内容・契約期間・利用者の氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別・契約 ID・パスワードなど

(3) 提供方法は次のとおり：

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

7-3. 提供先：クレジットカード発行会社その他決済業者（以下「クレジットカード発行会社等」といいます）（2025年4月7日以降に本サービスを利用した場合に限ります）

(1) 提供先の利用目的は次のとおり：

- ① クレジットカード発行会社等が行う不正利用の検知および防止のため

利用者が利用するクレジットカード発行会社等が外国に所在する場合、収集した個人情報

は当該クレジットカード発行会社等が所在する国へ移転される可能性があります。

弊社では、利用者から収集した情報から、ご利用のクレジットカード発行会社等および当該クレジットカード発行会社等の所在国を特定することができません。そのため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握したうえで提供することはできません。

- (a) 提供先が所在する国の名称
- (b) 当該国の個人情報保護制度に関する情報
- (c) クレジットカード発行会社等の個人情報保護措置

なお、個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp/>) にて、各国の個人情報保護制度に関する情報を確認できます。

(2) 提供する項目は次のとおり：

氏名、電話番号、メールアドレス、インターネット利用環境、情報通信端末に関する情報等

(3) 提供方法は次のとおり：

データの送信

8. 弊社は、申込者、利用者もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または弊社が従うべき法的義務のために必要がある場合は、個人情報等を開示することがあり、申込者および利用者はあらかじめこれを承諾します。
9. 申込者および利用者は、弊社が取得した自己の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより弊社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、弊社は、当該個人情報を、速やかに訂正または削除します。
10. 利用者は、利用者の個人情報を弊社に提供しない場合、本サービスの提供を受けることができません。

第 21 条（個人情報の問い合わせ等）

1. 申込者および利用者の個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【充電カードサポートデスク】

TEL 0800-700-0177 受付時間 9:00～18:00 年中無休

2. 事業者および個人情報保護管理者は以下のとおりです。

【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【個人情報保護管理者】

EV・PHV 充電サポート事業担当部門長

〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

Mail:info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL :<https://www.toyotaconnected.co.jp/>

第 22 条（本件料金等）

1. 本件料金ならびにその支払方法は別表のとおりとします。利用者は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. す。
3. 本件料金のうち基本料金については、IC カード発行日の属する月の翌月分より発生します。なお、当該基本料金は、本サービスが解約等により終了する日の属する月分まで支払う必要があります。
4. 本件料金のうち急速充電器の利用料および普通充電器の利用料は従量料金となります。急速充電器および普通充電器のご利用量に応じて、定められた料金を支払う必要があります。
5. 申込者が過去に本利用契約を締結し、かつ、それが終了していた場合において、改めて本利用契約を申し込む場合には、IC カード発行手数料として別表に定めた金額を弊社に支払うものとします。なお、支払方法は次条の定めにかかわらず、別表のとおりとします。

第 23 条（本件料金の支払い）

1. 利用者は、次の各号に定める方法のうち、利用者が指定し弊社が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。利用者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関などとの間で紛争が発生した場合は、各々該当する当事者間で解決するものとし、弊社には一切の責任はないものとします。

(1) クレジットカードによる支払い

利用者は、弊社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

利用者は、当該クレジットカードの利用者番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合、または当該クレジットカード資格を失った場合には、弊社が当該クレジットカード会社からその連絡を受けることがあることをあらかじめ同意します。なお、利用者は、当該クレジットカードの利用者番号または有効期限の更新または変更がなされた場合でも、継続して本件料金を当該更新または変更後のクレジットカードにより支払うことをあらかじめ同意するものとします。

(2) 預金口座振替による支払い

利用者は、弊社が承諾した場合に限り、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。なお、本支払方法の場合、振替金額が2,000円未満となる時は別途手数料がかかります。当該手数料は、利用者の負担となります。

(3) 指定口座振込みによる支払い

利用者が法人の場合には、弊社が利用者からの申し入れを特に認めた場合に限り、弊社の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。本支払方法の場合、別途振込み手数料がかかります。当該手数料は、利用者の負担となります。

なお、クレジットカードによる支払いができない等の事情により弊社が利用者に対し指定口座振込による支払いをするよう求めた場合、利用者は、弊社の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。

※利用者が指定口座振込による支払いを行う場合において、利用者の支払った金額が本件料金および弊社と利用者との取引に基づき弊社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、弊社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

(4) 販売店における支払い

利用者は、弊社が認めた場合には、販売店において現金により支払うことができるものとします。

2. 利用者は、弊社所定の手続きにより、支払方法の変更をすることができるものとします。

第24条（譲渡時等の取扱い）

1. 利用者は、登録車両を他へ譲渡し、あるいはいかなる理由にも関わらず、毀損・滅失等により登録車両を保有しなくなった（以下「譲渡等の事実」といいます）場合、弊社所定の手続きにより譲渡等の事実を弊社に届出るものとします。当該届出が弊社に到達した時点で、本利用契約は当然に終了します。
2. 利用者が前項の届出をしていない場合であっても、譲渡等の事実が判明したときは、当該事実を弊社が知った時点で、本利用契約は当然に終了します。
3. 前二項に基づく本利用契約の終了により利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、弊社は、一切の責任を負いません。また、弊社は、既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。
4. 利用者は、登録車両を他へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機に入力された個人情報のすべてを弊社所定の手続きにより消去するもの

とします。万が一、利用者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された個人情報第三者に漏洩しても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

5. 利用者である個人が亡くなられたときは、本利用契約は終了するものとします。ただし、利用者の相続人が、利用者の死亡について記載のある戸籍謄本等を添付して弊社に通知するまで、利用者の相続人は、利用者の死亡を弊社に対抗できず、本件料金等の支払義務を含め、本利用契約上の債務を負担するものとします。

第 25 条（本サービスの利用資格の取消し）

弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ通知または催告することなく、利用者の本サービスの利用資格を取消し、本利用契約を解除できるものとします。この場合において、利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。この場合、弊社は既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。

- (1) 弊社に対し本利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
- (2) 本サービスを不正に利用した場合
- (3) 本サービスの運営を妨害した場合
- (4) 本件料金の支払いを遅滞し、または支払いを拒否した場合
- (5) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (6) 弊社またはトヨタとの間における本規約とは別の規約に違反した場合
- (7) その他、弊社が利用者として不相当と判断した場合

第 26 条（本利用契約の解約）

1. 利用者は、本利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の手続きにより弊社に届出るものとします。解約の効力は、次の各号に定める日に生じるものとします。この場合、弊社は、既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。
 - (1) ウェブで所定の手続きを行う場合：手続きが完了した日
 - (2) 充電カードサポートデスクにて所定の手続きを行う場合：手続きが完了した日
 - (3) 書面により解約届を提出する場合：解約届が弊社に到達した日から 5 営業日以内の日
2. 前項に従い解約の届出をした利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。
3. 弊社は利用者が本サービスを 1 年以上利用していないと判断した場合、利用者へ事前に承諾を得ることなく解約を行うことができるものとします。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己（利用者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）または代理人もしくは媒介者（以下「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下「反社会的

勢力」といいます)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 利用者は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 利用者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、弊社は、何らの催告を要することなく本利用契約を解除して、本サービスの提供を中止することができます。かかる解除に起因して利用者には何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第 28 条（有効期間）

本利用契約の有効期間は、第 6 条に定める本利用契約の成立日から、本利用契約が解約された日までとします。

第 29 条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

本規約については、日本法に従って解釈するものとします。申込者または利用者と弊社との間で訴訟が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則) 2025 年 4 月 7 日改訂

【別表 EV・PHV 充電サポート利用料金】

1. 利用料金

EV・PHV 充電サポート利用料金は、電力料金の変動などにより変更する場合があります。

項目	カード発行料	基本料金	普通充電器	急速充電器	備考
急速・普通充電プラン A	1,650 円 (税込)	1,650 円 (税込) /月	4.95 円 (税込) /分	66 円 (税込) /分	<p>① 基本料金は毎月月末締め翌月請求払いとなり、充電器利用料は毎月月末締め翌々月請求払いとなります。</p> <p>ただし、利用実績データの連携が遅れた場合など、基本料金は翌月以降に、充電器利用料は翌々月以降に請求する場合があります。</p> <p>② 基本料金は、IC カード発行日の属する月の翌月分より発生し、その後は本サービスを使用するしないにかかわらず、利用者が本サービスの料金プランを変更するかまたは本サービスが解約等により終了する日の属する月分まで、毎月、当該基本料金を支払う必要があります。</p> <p>③ 月の途中で本利用契約が成立する場合でも、あるいは月の途中で本利用契約が終了する場合でも、基本料金は日割り計算せず、利用者は、当該成立日および終了日が属する月について、1 か月分の基本料金全額を支払う必要があります。</p> <p>④ 充電器利用料の起算時点は、使用される充電器により異なります。</p> <p>⑤ 充電器利用時間が1分未満の場合でも同額の料金が発生するものとします(例えば、1分30秒の利用の場合には2分の利用分の料金が算定されます)。</p>
急速・普通充電プラン B	1,650 円 (税込)	4,950 円 (税 込) /月	4.95 円 (税込) /分	55 円 (税込) /分 90分/月は 利用無料 ※1	<p>① 基本料金は毎月月末締め翌月請求払いとなり、充電器利用料は毎月月末締め翌々月請求払いとなります。</p> <p>ただし、利用実績データの連携が遅れた場合など、基本料金は翌月以降に、充電器利用料は翌々月以降に請求する場合があります。</p> <p>② 基本料金は、IC カード発行日の属する月の翌月分より発生し、その後は本サービスを使用す</p>

					<p>るしないにかかわらず、利用者が本サービスの料金プランを変更するかまたは本サービスを解約等により終了する日の属する月分まで、毎月、当該基本料金を支払う必要があります。</p> <p>③ 月の途中で本利用契約が成立する場合でも、あるいは月の途中で本利用契約が終了する場合でも、基本料金は日割り計算せず、利用者は、当該成立日および終了日が属する月について、1 か月分の基本料金全額を支払う必要があります。</p> <p>④ 充電器利用料の起算時点は、使用される充電器により異なります。</p> <p>⑤ 充電器利用料は、1 分未満の場合でも、同額の料金が発生するものとします（例えば、1 分 30 秒の利用の場合には 2 分の利用分の料金が算定されます）。</p> <p>⑥ 上記②に基づく基本料金の発生月より、急速充電器の充電器利用料は毎月 90 分の利用分が無料となります。同月内に利用されなかった時間は翌月へ繰り越しできます（例えば、60 分の利用の場合には残った 30 分が翌月分に加算されます）。</p> <p>⑦ 繰り越しができるのは翌月までとなります。翌々月へは繰り越しされません。</p> <p>⑧ 利用時間の消費は、前月の繰り越し分 > 当月の 90 分無料の順番に行われます。</p> <p>⑨ プラン変更時、無料で利用可能な時間が残っている場合であってもプラン間での繰り越しはありません。</p>
普通充電プラン	1,650 円 (税込)	770 円 (税込) /月	4.95 円 (税込) /分	ご利用 いただけません	<p>① 普通充電のみの利用プランとなります。</p> <p>② 基本料金は毎月月末締め翌月請求払いとなり、充電器利用料は毎月月末締め翌々月請求払いとなります。 ただし、利用実績データの連携が遅れた場合など、基本料金は翌月以降に、充電器利用料は翌々月以降に請求する場合があります。</p> <p>③ 基本料金は、IC カード発行日の属する月の翌月分より発生し、その後は本サービスを使用す</p>

					<p>るしないにかかわらず、利用者が本サービスの料金プランを変更するかまたは本サービスを解約等により終了する日の属する月分まで、毎月、当該基本料金を支払う必要があります。</p> <p>④ 月の途中で本利用契約が成立する場合でも、あるいは月の途中で本利用契約が終了する場合でも、基本料金は日割り計算せず、利用者は、当該成立日および終了日が属する月分について、1か月分の基本料金全額を支払う必要があります。</p> <p>⑤ 普通充電器の充電器利用料の起算時点は、使用される充電器により異なります。</p> <p>⑥ 普通充電器の充電器利用時間が1分未満の場合でも同額の料金が発生するものとします（例えば、1分30秒の利用の場合には2分の利用分の料金が算定されます）。</p>
--	--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1：急速充電 90 分無料のサービスは基本料金が発生した月分から適用されます。

2. IC カード再発行手数料

1,650 円（税込）/枚 ※1

※1 当該料金の支払方法は、クレジットカードによる支払い（本規約 24 条第 1 項第 1 号）、預金口座振替による支払い（同条同項第 2 号）または指定口座振込みによる支払い（同条同項第 3 号）のみとします。

3. 消費税

上記、1、2 に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。

当該消費税は、利用者が負担するものとします。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

4. 契約プランの変更

利用者は、初回基本料金の発生月から、登録済の EV・PHV 充電サポート料金プランを、ウェブもしくは充電カードサポートデスクにて変更する事ができます。

変更されたプランが適用されるのは、変更した日の属する月の翌月 1 日午前 0 時の時点で弊社に登録されている料金プランが適用されます。但し、毎月 1 日午前 0 時～5 時の間に充電利用時は、変更前の充電料金請求になる場合がございます。